

番 号 : 131091

国 名 : パプアニューギニア

担当部署 : 農村開発部水田地帯第一課

件 名 : 小規模稲作振興プロジェクト(フェーズ2)(チーフアドバイザー業務/
普及計画管理)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : チーフアドバイザー業務/普及計画管理
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年1月上旬から2015年3月下旬まで
 - (2) 業務M/M : 国内 0.55M/M、現地 1.2M/M、合計 1.75M/M
 - (3) 業務日数 : 準備 3日 第一次 国内 150日 第二次 国内 2日 第三次 整理 150日 2日 60日 4日
- 現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 11月27日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
または調達部受付(JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件(業務実施契約(単独型)のみ)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ)をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
 - 1) 業務方針の的確性 6点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等
 - 1) 類似業務^{注1)}の経験 28点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)}での業務経験 8点
 - 3) 語学力^{注3)} 16点
 - 4) その他学位、資格等 12点
 - 5) 業務従事者によるプレゼンテーション 16点
- (計100点)

注1) 類似業務 : 稲作技術普及に係る各種業務

注2) 対象国/類似地域 : パプアニューギニア/全途上国

注3) 語学の種類 : 英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パプアニューギニア国では、農業は国民の生計を大きく支える産業であり、同国の実質GDPの約27, 9% (2012年) を占めている。国民の約8割は農業セクターに従事し、その多くが自給食料の生産と輸出換金作物であるコブラ、コーヒー、カカオなどを栽培する小規模農家である。かつては食料自給が可能であったが、人口増加と、都市化、産業開発及び食生活の変化により、食料需要が増大し、近年、穀物や肉など多くの食料を輸入に依存している。特に、コメはパプアニューギニアにおける重要な主食の一つとなっているが、供給の大半を輸入に依存しており、これによる外貨流出が年間4億キナ(約160億円)に及んでいる。また、小規模農家ではコメの購入費が家計への大きな負担となっている。

このような背景から、コメを国内で自給することを目標に、技術協力プロジェクト「小規模稲作振興計画」(フェーズ1)が2003年から2008年まで実施され、小規模稲作技術の整理と強化(低投入の陸稲栽培管理、手動木臼による収穫後処理、種子の自己生産と保存、稲作技術のサイクル化)、モデル農家を通じた農民間普及手法の導入、地方政府(州及び郡)による普及サービスの構築(モデル農家支援システム構築、公営精米所の機能強化、種子配布の実施)、及び中央行政の政策実施・機能強化(稲作普及課(Rice Extension Unit:REU)の創設及びガイドラインの策定が実施された。さらに、対象2州(東セピック州、マダン州)の農業畜産局に対する稲作振興事業管理能力の強化を行った結果、州政府が独自に稲作振興予算の確保に努めるなど、州政府のイニシアティブによりモデル農家アプローチによる稲作普及を推進する体制が構築された。その後、REUは、小規模稲作の普及対象として2州(マヌス州、ミルンベイ州)を選定し、活動を展開している。

しかしながら、フェーズ1の成果を踏まえ、上記4州を中心に全国的に稲作の普及が進展する一方で、病害虫による被害や休耕期間の短縮による収量低下が新たに顕在化してきた。そのため、これら技術的課題の克服が求められるとともに、稲作普及の実態を把握し的確な行政施策を実施することが重要となり、モデル農家のモニタリング・支援の強化が課題となってきた。さらに、機械精米機の保守・維持管理技術の指導及び現地の状況に適した精米機の導入とともに、精米サービスの改善のための運営指針の策定が急務となった。加えて、中央政府と地方政府の連携強化及び稲作普及ガイドラインの整備を通じた稲作振興政策の実施体制の強化も喫緊の課題であった。

このような状況下、同国はモデル農家アプローチの適用拡大を通じた小規模稲作普及のための技術協力を日本政府に要請し、当機構は2011年12月から2015年5月までの3.5年間の予定で、農業畜産省をカウンターパート(C/P)機関として、技術協力プロジェクト「小規模稲作振興プロジェクト(フェーズ2)(Project on Promotion of Smallholder Rice Production (Phase 2))」を実施、長期専門家2名(プロジェクトチーム：チーフアドバイザー／普及計画管理¹、業務調整／行政強

¹本案件は当該長期専門家(チーフアドバイザー／普及計画管理、コンサルタント)の後任の位置づけとなる。

化)を派遣中である。

本プロジェクトでは、対象州(ミルンベイ州、マヌス州、マダン州及び東セピック州)における小規模稲作の普及を目的として、モデル農家アプローチとその支援システムによる稲作普及サービスの実施体制の改善、公営・私営精米所による機械式精米サービスの改善、農業畜産省REUと食糧安全局による稲作政策の実施体制の強化のための活動を展開中である。

これまでに対象州4州におけるベースライン調査、精米機の配置実態・機能調査、モデル農家及び州政府職員を対象とした補完研修等を実施してきているが、対象州におけるモデル農家モニタリング・支援体制は脆弱な状況にあることから、一層の体制強化と活動の促進に取り組んでいる。

7. 業務の内容

本業務は、チーフアドバイザーとして本プロジェクトの円滑な運営・実施のための総括を行うとともに、普及計画管理専門家として他の専門家及びC/Pと協働で、対象地域のモニタリングや支援方法の改善にかかる技術指導等を通じてC/Pの技術習得を支援することを目的としている。

具体的な業務の内容は次のとおり。

- (1) 国内準備期間(2014年1月上旬)
 - 1) プロジェクト関連資料(詳細計画策定調査報告書、技術協力プロジェクト事業進捗報告書、月次報告書、研修教材等)を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
 - 2) パプアニューギニア政府のコメ開発政策、プロジェクトのベースライン調査報告書、他ドナーの実施する稲作プロジェクト資料などを収集・分析し、同国における稲作振興の現状を把握する。
 - 3) プロジェクトとの連絡・調整に基づき業務内容を検討し、現地での活動計画、C/P機関への指導内容及び工程(案)を記載した第1次現地派遣期間のワーク・プラン(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部へ説明し、提出する。
 - 4) 現地派遣期間の業務計画について、JICA農村開発部と協議した上で、JICAパプアニューギニア事務所及びプロジェクトチームとのテレビ会議にて、内容を確認する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2014年1月中旬～2015年6月中旬)
 - 1) 第1次現地派遣期間のワーク・プラン(和文・英文)を基に、C/P及びプロジェクト専門家(業務調整/行政強化)と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - 2) チーフアドバイザーとして以下の業務を行う。
 - ① プロジェクトの日本側チームにおける代表者として運営管理全般を把握し、その実施を総括する。他の長期・短期の専門家と連携し、チームとしてプロジェクトを実施する。
 - ② C/P及び本プロジェクトの他の専門家との協議を踏まえ、協力計画(活動計画(P0)、実施計画)を取りまとめる。また、同計画の修正を行う必要が生じた場合、C/P及び日本側関係者と協議を行い、必要に応じ計画の修正を行う。
 - ③ 合同調整委員会への開催支援・参加等を通じ、プロジェクトの運営管理、

- 技術移転の進捗状況、将来計画につき報告・協議、指導・助言を行う。
- ④長期専門家（業務調整／行政強化）及び短期専門家（土壌肥料、教材作成、精米サービス）の活動支援を行うとともに、マニュアルやリーフレット等の作成・改訂に関し、指導・助言を行う。
 - ⑤本プロジェクトの目標達成及び持続性に関連するパプアニューギニアの全体計画（国家・地域開発計画等）を把握し、必要に応じC／Pに助言を行う。
 - ⑥本プロジェクトの効果の増大に寄与する他の援助機関、国際機関、及び日本側関係機関の活動と積極的に連携を図る。
 - ⑦本プロジェクトの成果について、C／P機関及び日本側関係機関と連携を図り、成果の普及を図る。
 - ⑧上記事項に関し、プロジェクト実施運営総括表をC／P及び本プロジェクトの他の専門家と合同で作成し、合意されたものをJICAパプアニューギニア事務所及びJICA農村開発部に提出する。
 - ⑨JICA事務所と協議のうえ、現地のマスコミ等に対し本プロジェクトを積極的に広報する。
- 3) 普及計画管理担当専門家として以下の業務を行う。
- ①対象州のモデル農家支援システム（モニタリング・支援方法）の改善案について、関係地方政府職員が参加するワークショップをC／Pとともに実施する。
 - ②モデル農家及び州政府スタッフを対象とした補完研修のカリキュラム・指導書の開発をC／Pとともに行う。
 - ③中央及び地方の普及機能を強化するため、C／P等による本プロジェクトサイト4州の稲作普及計画の策定を支援する。また、これら機関が実施する稲作研修（モデル農家研修等）の実施支援を行う。
 - ④小規模稲作普及ガイドラインの作成に向けタスクフォースを開催する。また、栽培や収穫後処理に関する情報を収集する。
 - ⑤地域毎に異なる精米ニーズに対応するために、対象州別に機械精米サービス改善計画を立案する。
 - ⑥本プロジェクトサイト4州のモデル精米所における精米機の据付け及び運用を支援するとともに、機械精米サービスガイドラインの作成に向けタスクフォースを開催する。
 - ⑦C／Pとともに、本プロジェクトの各活動のモニタリング・フィードバックを行う。
- 4) 現地業務結果報告書（英文）を作成し、C／P機関、JICAパプアニューギニア事務所に提出し、報告する。
- (3) 国内作業期間（2014年6月下旬～2014年7月中旬）
- ①JICA農村開発部に現地業務結果報告書（英文）を提出し、報告を行う。
 - ②第1次現地派遣期間の活動結果に基づき、第2次現地派遣期間のワークプラン（英文）を作成し、JICA農村開発部へ説明し、提出する。
- (4) 第2次現地派遣期間（2014年7月下旬～2014年12月下旬）
- 1) 第2次現地派遣期間のワーク・プラン（和文・英文）を基に、C／P及びP

プロジェクト専門家(業務調整／行政強化)と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。

2) チーフアドバイザーとして以下の業務を行う

- ①プロジェクトの日本側チームにおける代表者として運営管理全般を把握し、その実施を総括する。他の長期・短期の専門家と連携し、チームとしてプロジェクトを実施する。
- ②協力計画(活動計画(P0)、実施計画)の修正を行う必要が生じた場合、C/P及び日本側関係者と協議を行い、計画の修正を行う。
- ③合同調整委員会への開催支援・参加等を通じ、プロジェクトの運営管理、技術移転の進捗状況、将来計画につき報告・協議、指導・助言を行う。
- ④長期専門家(業務調整／行政強化)の活動支援を行うとともに、マニュアルやレリーフ等の作成・改訂を指導・助言する。
- ⑤本プロジェクトの効果の増大に寄与する他の援助機関、国際機関、及び日本側関係機関の活動と積極的に連携を図る。
- ⑥本プロジェクトの成果について、C/P機関及び日本側関係機関と連携を図り、成果の普及を図る。
- ⑦上記事項に関し、プロジェクト実施運営総括表をC/P及び本プロジェクトの他の専門家と合同で作成し、合意されたものをJICAパプアニューギニア事務所及びJICA農村開発部に提出する。
- ⑧JICA事務所と協議のうえ、現地のマスコミ等に対し本プロジェクトを積極的に広報する。
- ⑨現地派遣期間中に実施予定のプロジェクト終了時評価調査に関し、資料作成に協力する。

3) 普及計画管理担当専門家として以下の業務を行う。

- ①対象州のモデル農家支援システム(モニタリング・支援方法)の改善案について、関係地方政府職員が参加するワークショップをC/Pとともに実施のうえ最終化し、改善案が対象の州/郡で実施されるよう支援する。
- ②モデル農家及び州政府スタッフを対象とした補完研修のカリキュラム・指導書の開発をC/Pともに行う。
- ③C/Pと協力し、モデル農家及び州政府スタッフを対象とした補完研修を実施する。
- ④中央及び地方が実施する稲作研修(モデル農家研修等)の実施支援を行う。
- ⑤稲作普及の好事例を含む小規模稲作普及ガイドライン(案)を作成するとともに、栽培や収穫後処理に関する情報を取りまとめたモデル農家向けのリーフレットの作成を行う。
- ⑥対象州別に立案された機械精米サービス改善計画の適用可能性を調査する。
- ⑦本プロジェクトサイト4州のモデル精米所における精米機の据付け及び運用を支援するとともに、機械精米サービスガイドライン(案)を作成する。
- ⑧C/Pとともに、本プロジェクトの各活動のモニタリング・フィードバックを行う。

4) 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAパプアニューギニア事務所に提出し、報告する。

- (5) 国内作業期間（2014年12月下旬～2015年1月上旬）
- ① JICA農村開発部に現地業務結果報告書（英文）を提出し、報告を行う。
 - ② 第2次現地派遣期間の活動結果に基づき、第3次現地派遣期間のワークプラン（英文）を作成し、JICA農村開発部へ説明し、提出する。
- (6) 第3次現地派遣期間（2015年1月中旬～2015年3月中旬）
- 1) 第3次現地派遣期間のワーク・プラン（和文・英文）を基に、C/P及びプロジェクト専門家（業務調整／行政強化）と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - 2) チーフアドバイザーとして以下の業務を行う
 - ① プロジェクトの日本側チームにおける代表者として運営管理全般を把握し、その実施を総括する。他の長期・短期の専門家と連携し、チームとしてプロジェクトを実施する。
 - ② C/P及び本プロジェクトの他の専門家との協議を踏まえ、協力計画（活動計画（PO）、実施計画）を取りまとめる。また、同計画の修正を行う必要が生じた場合、C/P及び日本側関係者と協議を行い、計画の修正を行う。
 - ③ 合同調整委員会への開催支援・参加等を通じ、プロジェクトの運営管理、技術移転の進捗状況、将来計画につき報告・協議、指導・助言を行う。
 - ④ 長期専門家（業務調整／行政強化）の活動支援を行うとともに、マニュアルやリーフレット等の作成・改訂を指導・助言する。
 - ⑤ 本プロジェクトの効果の増大に寄与する他の援助機関、国際機関、及び日本側関係機関の活動と積極的に連携を図る。
 - ⑥ 本プロジェクトの成果について、C/P機関及び日本側関係機関と連携を図り、成果の普及を図る。
 - ⑦ 上記事項に関し、プロジェクト実施運営総括表をC/P及び本プロジェクトの他の専門家と合同で作成し、合意されたものをJICAパプアニューギニア事務所及びJICA農村開発部に提出する。
 - ⑧ JICA事務所と協議のうえ、現地のマスコミ等に対し本プロジェクトを積極的に広報する。
 - ⑨ 2015年5月末の本プロジェクト終了に向け、プロジェクト完了報告書の取りまとめに協力する。
 - 3) 普及計画管理担当専門家として以下の業務を行う。
 - ① 対象州のモデル農家支援システム（モニタリング・支援方法）の改善案が対象の州/郡で実施されるよう支援する。
 - ② C/Pと協力し、モデル農家及び州政府スタッフを対象とした補完研修を実施する。
 - ③ 中央及び地方が実施する稲作研修（モデル農家研修等）の実施支援を行うとともに、本プロジェクト終了後の研修計画の立案を指導・助言する。
 - ④ 稲作普及の好事例を含む小規模稲作普及ガイドラインを作成するとともに、栽培や収穫後処理に関する情報を取りまとめたモデル農家向けのリーフレットの作成を行う。
 - ⑤ 対象州別の機械精米サービス改善計画の適用可能性に係る調査結果を取りまとめる。

⑥機械精米サービスガイドラインを作成する。

⑦C/Pとともに、本プロジェクトの各活動のモニタリング・フィードバックを行う。

4) 現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAパプアニューギニア事務所に提出し、報告する。

(7) 帰国後整理期間(2015年3月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に提出し報告を行う。また、他の専門家と協力して、プロジェクト完了報告書を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

<第1次現地派遣>

- (1) ワーク・プラン(和文3部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム、英文4部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム、C/P機関) 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)等を記載。
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)(英文3部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム)
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容
 - 2) 業務の達成状況

<第2次現地派遣>

- (1) ワーク・プラン(和文3部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム、英文4部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム、C/P機関) 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)等を記載。
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)(英文3部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム)
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容
 - 2) 業務の達成状況

<第3次現地派遣>

- (1) ワーク・プラン(和文3部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム、英文4部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム、C/P機関) 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)等を記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文3部: JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム)
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

なお、現地業務結果報告書には以下のものを添付することとする。

- ア 作成・改訂された技術マニュアル、リーフレット等
- イ 小規模稲作普及ガイドライン
- ウ 機械精米サービスガイドライン

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部：JICA農村開発部、JICAパプアニューギニア事務所、プロジェクトチーム）

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
- 4) プロジェクト実施上での残された課題
- 5) その他

現地派遣期間中は、業務従事月報を作成し、JICA農村開発部及びJICAパプアニューギニア事務所に提出する。なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、あわせて電子データも提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田（日本）－ポートモレスビー（パプアニューギニア）（直行便）間のみを計上して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2014年1月15日から2015年3月12日までで、この期間内において3回に分けて派遣を予定しています。このうち、2014年6月上旬にプロジェクトの年次成果報告会を、2014年12月下旬に終了時評価調査報告会を本邦で予定していますので、これら報告会で、現地作業の成果の報告が可能となる日程の立案が必要です。なお、上記を踏まえ、現地派遣期間中における渡航毎の主な業務を明記の上、派遣期間の振り分けを提案して下さい。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています。）。

- ・業務調整／行政強化（長期派遣専門家）

- ・ 土壌肥料（短期専門家：2014年2月～2014年3月派遣予定）
- ・ 精米サービス（短期専門家：2014年4月～2.5ヶ月間派遣予定）
- ・ 教材作成（短期専門家：2014年5月～2ヶ月間派遣予定）

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿泊手配
あり
- ③ 車両借上げ
ポートモレスビー及び対象州における移動車両の提供
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
必要に応じたC/Pの同行
- ⑥ 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

1) 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部水田地帯第一課（TEL:03-5226-8446）にて配布します。

- ・ Papua New Guinea Rice Development Policy 2004-2014
- ・ Monitoring & Review Rice Report Annual Report-2012
- ・ Joint Mid-term Review Report

2) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト基本情報（ナレッジサイト>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/D468FBF6F5F363CD492578260007212B?OpenDocument>)
- ・ 事業事前評価表
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_1000373_1_s.pdf)
- ・ パプアニューギニア独立国小規模稲作生産活動強化詳細計画策定調査報告書

(3) プレゼンテーション

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- 1) 実施時期：11月29日（金）午前（予定）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- 2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
（当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場

合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

3) 実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- 2) パプアニューギニア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、JICAパプアニューギニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。
- 3) 本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

以上